

群馬大学学部共通細則

平成16.4.1 制定

改正 平成25.4.1

令和2.4.1

(学 生 証)

第1条 学生は、学生証の交付を受けて常に携帯し、必要に応じていつでも提示するものとする。

第2条 学生証の有効期限は、修業年限とする。

第3条 学生は、学生証を紛失したときは直ちに再交付願を学務部長等（共同教育学部及び社会情報学部の学生にあつては学務部長，医学部及び理工学部の学生にあつては当該学部長とする。以下同じ。）を経て学長に提出するものとする。

第4条 学生は、卒業，退学又は除籍の場合は直ちに学生証を学務部長等を経て学長に返納するものとする。

(誓約書及び学生調査票)

第5条 学生は、入学の際誓約書を学長に提出するものとする。

第6条 学生は、入学後速やかに学生調査票を各学部長に提出するものとする。

第7条 学生は、学生調査票の記載事項に異動のあつた場合はその都度学務部長等に届け出るものとする。

(健康診断)

第8条 学生は、毎年1回本学で行う定期健康診断を必ず受けなければならない。

(施設の使用及び団体)

第9条 学生が学内の施設を使用して集会等をしようとするときは、学務部長等に届け出るものとする。ただし、2学部以上にわたる場合は、学務部長に届け出るものとする。

第10条 学生が学内で団体を作ろうとするときは、前条に準じて届け出るものとする。

(掲 示)

第11条 学生が学内に掲示をしようとするときは、所定の場所を使用するものとする。

(そ の 他)

第12条 学生又は学生団体は、その行動が本学の機能を害し、又は学内の秩序を乱すようなことがあつてはならない。

第13条 この細則は、特別聴講学生，科目等履修生，研究生，聴講生及び外国人留学生にも準用する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の細則は、平成25年度の入学者から適用し、平成24年度以前の入学者について

は，なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の細則は，令和 2 年度の入学者から適用し，令和元年度以前の入学者については，なお従前の例による。